

国際組織に対する加盟国の協力義務

中村江里加[※]

- I はじめに
- II 協力義務の比較分析
- III 協力義務の基礎
- IV おわりに

I はじめに

本稿は国際組織に対する加盟国の協力義務（以下、「加盟国の協力義務」という）の法的基礎について検討を行う¹⁾。

国際法上の協力義務として、より一般的には条約の当事国間の協力義務がある²⁾。条約当事国間の協力義務は、信義誠実原則または「合意は守られなければならない」(*pacta sunt servanda*)の原則に基づく義務だと説明されることから、条約の遵守義務の一種だといえる³⁾。同様に、加盟国の協力義務も信義誠実原則を具体化した義務だと説明されることがある⁴⁾。

他方で、国際組織法の代表的な基本書では、加盟国の協力義務と信義誠実原則

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第17巻第3号 2018年11月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

- 1) 国際組織においては、加盟国に対する国際組織の協力義務など、加盟国の協力義務以外の協力義務も問題となり得る。See e.g., M Klamert, *The Principle of Loyalty in EU Law* (OUP, 2014), p 4 and pp 25-9.
- 2) 国際法における協力義務については、奥協直也「協力義務の遵守について——「協力の国際法」の新たな展開」『国際法学の諸相——到達点と展望』（信山堂 2015）5-46頁など参照。See also, J Delbrück, 'The International Obligation to Cooperate—An Empty Shell or a Hard Law Principle of International Law?—A Critical Look at a Much Debated Paradigm of Modern International Law' in H P Hestermeyer et al. (eds), *Coexistence, Cooperation and Solidarity*, vol 1 (Martinus Nijhoff 2012) pp 3-16.

との関係について説明されておらず、むしろ、同義務は国際組織の加盟国としての地位（又は、国際組織・加盟国間の関係）に基づく義務だと説明されることが多い⁵⁾。

上記2つの基礎の前提となる国際組織における協力関係に関して説明すると、前者については、国際協力の実現のためには当事者間の信頼を必要とするという実態がある。後者については、国際組織と加盟国は一定の相互依存関係にあり、国際組織がその活動を実現するためには、両者が相互に協力する必要があることを指摘できる。

このようにいずれの基礎も加盟国の協力義務に関連があるが、これらの2つの基礎の間関係についてどのように考えるべきかについては明らかではない。このことを含め、その基礎については不明確な部分があるために、同義務の内容及び適用範囲についても不確かなままとなっている。本稿では国際組織に対する協力義務の法的基礎をより掘り下げて把握するために、信義誠実原則と国際組織・加盟国間関係という2つの基礎をいかに考えるべきか検討を行う。

II 協力義務の比較分析

条約上に協力義務規定を定める条約は多い⁶⁾。国際法上の協力義務と呼ばれてきた義務には、交渉義務、協議義務などの義務が含まれる。

3) See e.g., R Kolb, *La bonne foi en droit international public: Contribution à l'étude des principes généraux de droit* (Graduate Institute Publications, 2000) pp 278-283; R Kolb, *Good Faith in International Law* (Hart Publishing, 2017) pp 67-8; J P Müller and R Kolb, 'Article 2 (2)' in B Simma et al. (eds), *The Charter of the United Nations: A Commentary* (2nd edn, OUP 2002).

4) See Kolb, *La bonne foi, ibid.*, pp 501-10 and pp 518-31; Kolb, *Good Faith, ibid.*, pp 159-69; Zoller, *ibid.*, p 157 and pp 172-80; G Schwarzenberger, 'The fundamental principles of international law', *Recueil des Cours* (1955-I) vol 87, pp 191-385, p 325.

5) See e.g., H Schermers and N M Blokker, *International Institutional Law: Unity within Diversity* (5th edn, Martinus Nijhoff 2011), pp 121-2; J Klabbers, *An Introduction to International Institutional Law* (2nd edn, CUP 2009), p 176; C. F. Amerasinghe, *Principles of the institutional law of international organizations* (CUP 2005), p 177.

6) 奥協「前掲論文」参照。See also Delbrück, *op. cit.*

以下では、裁判例上に現れてきた協力義務を、包括的な協力義務、交渉・協議義務、非拘束的な決定の遵守義務という3種類に整理し検討を行う。さらに、これらの協力義務について、加盟国の協力義務とその他の国際法上の協力義務（国家間の協力義務、（該当がある場合には）国際環境法上の協力義務）を比較分析し、その協力義務の基礎がどのように異なるのか考察を行う。分析の結果、国家間の協力義務の主な基礎は一般的には信義誠実原則だと考えられているが実際にはそれに限られないこと、また、加盟国の協力義務についても同様であることを示す。さらに、国際法上の協力義務と比較したときの加盟国の協力義務の特徴について述べる。

1 包括的な協力義務

(1) 国家間の協力義務

条約の当事国間で一定の協力が要求される状況において、信義誠実原則に基づき協力義務が認められることがある⁷⁾。例えば、1986年イラン・米国請求裁判所事件 A.15 において、合意を履行する中で直面した困難を解決するために誠実に行動する義務は信義誠実原則に基づく義務であると述べられた⁸⁾。判決上では協力義務という言葉は使われていないものの、本件の誠実行動義務は、その条約実現にあたって直面する問題を解決するために必要な協力を求めるものであったため、協力義務に含めることができる⁹⁾。

このように、信義誠実原則または *pacta sunt servanda* 原則に基づき条約を誠実に履行する義務¹⁰⁾が、当事国間の協力が問題となる文脈で援用される場合には、協力義務と呼ぶことができる。

7) See Kolb, *La bonne foi, op. cit.*, pp 278-83; Kolb, *Good Faith, op. cit.*, pp. 67-8.

8) See Case no A 15, *Iran v USA* (1986), *Iran/US Claims Tribunals Reports*, vol 12, p 61.

9) See also, Kolb, *La bonne foi, op. cit.*, pp 278-9.

10) See e.g., M E Villiger, *Commentary on the 1969 Vienna Convention on the Law of Treaties* (Brill 2008), pp 366-7.

(2) 国際組織に関する協力義務

① 協力と誠実の相互的義務

1980年WHO協定事件では、エジプトに置かれていた世界保健機関(WHO)の地域事務局移転をめぐる、WHOとエジプトが有する権利義務を明らかにするために国際司法裁判所(ICJ)に勧告的意見が求められた。ICJは協力義務について次のように述べた。「エジプトが有する機構の加盟国としての地位という正にその事実は、特定の協力と誠実の相互的義務を伴う」¹¹⁾(下線は筆者による)、また、WHOとエジプトの間の地位協定に基づく国際組織とその受入国という関係の「正にその本質は、一連の協力と誠実の相互的義務である」¹²⁾(下線は筆者による)。すなわち、裁判所は、エジプトがWHOの加盟国であることによる国際組織・加盟国間関係、及び、地位協定に基づく国際組織・事務局受入国の関係という2種類の関係が協力義務を要請していると考えているようである¹³⁾。後者の地位協定上の関係については、条約法条約や信義誠実原則に基づく義務(誠実義務や相手方の利益を考慮する義務など)に言及していることから、条約一般に問題となる協力義務を指していると分かる¹⁴⁾。

本件の事実関係を確認した部分では、エジプトとWHOとの間の相互依存(mutuality)は、その地域協定の下の法的レジーム(régime)が「相互の合意に基づく共同の活動を通して達成されるという事実」¹⁵⁾によって強調されていると述べるなど、地域事務局の移転に伴う問題解決においても両者の協力が必要であり、移転のために共同して行動するためには交渉・協議が必要であるとした¹⁶⁾。

以上のような裁判所の理解と解釈から2点指摘できる。第一に、本件の協力義務は、条約の履行において一般的に要求される信義誠実義務であるだけでなく、国際組織・加盟国間関係を基礎とする義務であるとも理解されていた。同意見

11) *Interpretation of the Agreement of 25 March 1951 between the WHO and Egypt*, 1980 ICJ Reports, p 93, para 43.

12) *Ibid.*

13) *See also, ibid.*, p 95, para 48.

14) *See ibid.*, pp 94-5, paras 46-7.

15) *Ibid.*, p 93, para 43.

16) *See ibid.*, pp 93-4, paras 43-4.

では、問題となった義務が地位協定に基づく協力義務であるということにより重点が置かれているとも評価できるものの¹⁷⁾、国際組織・加盟国間関係に基づく協力義務という理解・構成が含まれていたという点がここでは重要である。第二に、実際に協力義務を明文で定める規定がないとしても、国際組織・加盟国関係、又は、条約関係に基づき協力義務が認められるということが示された。

他方で、同意見では協力義務の用語は様々に言い換えられており¹⁸⁾、「誠実」、「相互的」などの修飾語と共に用いられているということ以外には統一された用語の使用がなされていないなど、協力義務と信義誠実原則との関係は明確にされなかった。

② EUにおける協力義務

ヨーロッパ連合条約 (EU 条約) 第 4 条 3 項 (旧 EC 条約 第 5 条) は、EU 及び加盟国が基本条約 (EU 条約及び EU 運営条約) から生ずる任務の実施において相互に援助する義務を定めている¹⁹⁾。EU 裁判所はこの規定の協力義務 (又は忠誠義務 (duty of loyalty) と呼ばれる) に基づき、大まかには、①EU の権限に関わる条約を加盟国が個別に締結・交渉するとき、若しくは、そのような条約を履行するとき²⁰⁾、又は、EU が規制権限を有する分野において加盟国が個別措置を取るときに²¹⁾、加盟国が EU の利益を考慮する義務・利益相反行為を控える義務・EU 機関と協力する義務、②EU と加盟国の間の協力が確保されるように必要な措置を取る義務²²⁾、③加盟国の措置が EU 法や EU の活動の実現を阻害しないように慎む義務²³⁾等を認めてきた。事件によって問題となった法的措置や

17) 佐藤哲夫、「捕鯨事件にみる国際組織の創造的展開：「加盟国の誠実協力義務」の立証責任転換機能に注目して」『国際法の実践』（信山社 2015）149-80 頁、177 頁、脚注 20 参照。

18) See *WHO Agreement case, op. cit.*, p 93, para 43; p 94, para 46; and p 95 paras 48-9.

19) See e.g. Klamert, *op. cit.* 中西優美子「対外関係における EU の一体性と誠実協力・連帯義務：法的観点からの一考察」一橋法学 12 (3) (2013) 109-142 頁参照。

20) See e.g. Case 22/70 *AETR* [1971] ECR p 263 ff, p 275, para 22; Joined cases 3, 4, and 6/76 *Cornelis Kramer* [1976] ECR p 1279 ff, paras 44/45; Opinion 1/08 *Accession to GATS* [2009] ECR p I-11129 ff, para 136.

21) See e.g., Case 141/78 *France v United Kingdom (Sea Fisheries)* [1979] ECR 2923, para 8.

22) See e.g., Case C-25/94 *FAO* [1996] ECR p. I-1469 ff, paras 48-9.

EUと加盟国との間の権限の関係は様々であったが、上記の協力義務規定に依拠して数多くの事例において加盟国の協力義務が認められてきている。

EUにおける協力義務について注目されるのは、その義務の基礎がEU法の一体性の確保やEUの活動の実効性の確保にあることが明言されてきたことである²⁴⁾。ここでの協力義務については、EUと加盟国との間の信頼・協力関係を前提とした信義誠実原則がその基礎であるとも説明することができるが²⁵⁾、同義務の基礎としてはむしろEUの固有の法益により重きが置かれていた。

2 交渉・協議義務

(1) 国家間の協力義務

協力義務のうち交渉・協議義務と呼べる義務は、交渉において要求される交渉の方法や条件、又は、平和的紛争解決手段の1つとして紛争当事者に要求される誠実な交渉との関係で問題となってきた。

裁判例ではその事例の状況によって、①交渉を進めていこうとする意思を持って交渉に参加し、相手方当事者の利益を考慮するなど、交渉を意味あるものとする義務²⁶⁾、②合意された手続を尊重する義務²⁷⁾、③交渉中に意図的に紛争を悪化させるような行為をとってはならないという義務²⁸⁾、④問題となった交渉義務規定は交渉を開始する義務を定めたものであって妥結すべき交渉の結果まで定めていないこと²⁹⁾などが議論されてきた。

これらの事例では、①当事国による交渉の合意や条約上の交渉規定（又は、それらの誠実な履行）³⁰⁾、②平和的紛争解決原則³¹⁾などが義務の基礎であった。

23) See e.g., Case 230/81 *Luxembourg v European Parliament* [1983] ECR p 255 ff, para 37; Case 44/84 *Hurd* [1986] ECR p 29 ff, para 48-9.

24) See e.g., Opinion 1/94 *WTO* [1994] ECR p I-5267 ff, para 108.

25) See Klamert, *op. cit.*, pp 41-6.

26) See *Application of the Interim Accord of 13 September 1995 (the former Yugoslav Republic of Macedonia v. Greece)*, ICJ Reports 2011, p 685, para 132.

27) See *ibid.*

28) See *Aerial Service Agreement of 27 March 1946 between the United States of America and France*, (1978) RIAA, Vol XVIII, pp 444-5, paras 84-91.

29) See *Free Zones of Upper Savoy and the District of Gex*, PCIJ Series A, No. 22, 1929, p 20; *Railway Traffic between Lithuania and Poland*, PCIJ Series A/B, No 42, 1931, p 116.

これらの例から、国家間の交渉・協議義務は、条約・合意の当事国の間、又は、紛争当事国の間に生じる信頼・協力関係を尊重して交渉する義務であることが分かる。

(2) 国際組織に関する協力義務

① 条約の締結、脱退、終了、改正のための交渉

前掲 1980 年 WHO 協定事件において、協力と誠実の相互的義務は、WHO とエジプトに対して次のような義務を課していると判断された³²⁾。第一に、エジプトから地域事務局を移転する際の条件や方法に関して誠実に協議する相互的な義務が認められた。第二に、エジプトから事務局を移転することが決定された場合には、正しい手順でその移転が行われ、また、組織の活動とエジプトの利益への影響を最小限に抑えるために、両当事者は必要な取り決めについて協議・交渉する相互的な義務を負う。第三に、移転を望む当事者は、事務局移転の前に合理的な時間的余裕を持って相手に通知しなければならない。

第三の義務を立証する論旨において、他の地位協定の規定や条約法条約 56 条を参照していることから、この第三の義務については特に条約関係一般に問題となる義務であり、国際組織・加盟国間関係に基づくものではないとも思える。

他方で、問題となっている状況を考察した箇所において、裁判所は、移転に伴うエジプト地域事務局の活動への影響を避けるためにも地位協定の終了・破棄にあたって合理的な時間的余裕が必要だと述べた³³⁾。このように、組織の法益 (WHO の活動の実現) が重視されていることから、第三の義務との関係でも当事者間の利益衝突の構図は条約当事者間の関係であるだけでなく、国際組織と加盟国との関係と見る余地がある。また、いずれの関係だと見るにせよ、組織の法益について特段の配慮が払われていたことは、加盟国の協力義務の特徴を示唆していると考えられる。

30) *See Free Zones of Upper Savoy case, ibid.; Railway Traffic case, ibid.; Aerial Service case, op. cit.; Application of Interim Accord case, op. cit.*

31) *See Free Zones of Upper Savoy case, ibid.; Aerial Service case, op. cit.*

32) *See WHO Agreement case, op. cit.*, p 95, para 49.

33) *See ibid.*, para 44.

② 条約交渉

1950年南西アフリカの地位事件では、南アフリカは南西アフリカを信託統治地域とする信託統治協定を交渉し締結する義務、又は、交渉を開始する義務を負っているかどうかが議論された。裁判所は文言解釈によって、国連憲章80条2項が交渉義務を規定しておらず、憲章の当事国はそのような交渉義務を作り出すことを意図していなかったということを理由に、そのような交渉義務は認められないとした³⁴⁾。

これに対して、デュヴィシエール (de Visscher) 裁判官はその反対意見において裁判所による文言解釈アプローチを批判し、憲章80条2項は委任統治受任国に対して信託統治協定を交渉する準備を整えておくように指示していると述べ、委任統治受任国は信託統治協定のために交渉を開始する義務を負っていると主張した³⁵⁾。同裁判官は、この交渉義務の基礎として、憲章が予定している信託統治制度を実現させ機能させるために必要であること³⁶⁾、並びに、信託統治制度の目的及び国連の目的実現のために必要であること³⁷⁾を挙げている。

さらに、この交渉義務の基礎については、1971年ナミビア事件ICJ勧告的意見に個別意見を付したディラード (Dillard) 裁判官が、上記のデュヴィシエール裁判官の見解を踏襲しながら、それに加えて、その交渉義務は南アフリカの国連加盟国としての地位に基づくという見解を示している³⁸⁾。

以上のように、本件では裁判所は関連規定の目的論的解釈を退け交渉義務を否定したものの、デュヴィシエール裁判官とディラード裁判官は、①憲章及び憲章上の制度（信託統治制度）の実効性、②憲章の目的実現、③加盟国の地位（国際組織・加盟国間関係）を根拠に交渉義務が適用されるという解釈を示していた。

34) See *International Status of South-West Africa*, ICJ Reports 1950, pp 139-40.

35) See the Dissenting Opinion of Judge de Visscher in *International Status of South-West Africa* case, *ibid.*, p 187.

36) See *ibid.*, p 189

37) See *ibid.*, pp 189-90

38) See the Separate Opinion of Judge Dillard in *Legal Consequences for States of the Continued Presence of South Africa in Namibia (South West Africa) notwithstanding Security Council Resolution 276 (1970)*, ICJ Reports 1971, p 159

(3) 国際環境法上の協力義務

国際環境法の分野では、環境保護のための協力や、共有資源をめぐる複数当事者間の利害調整との関係で交渉・協議の義務が主張されることがある。例えば、①相手方の利益に合理的な配慮が払われるように越境的影響がある事業について相手に知らせる義務³⁹⁾、②情報共有やリスク監視など越境環境汚染予防の措置を取るために協議を行う義務⁴⁰⁾、③交渉が意味あるものとなるように当事者が行動する義務又は相手の利益に配慮を払う義務⁴¹⁾などが議論されてきた。

これらの国際環境法上の交渉・協議義務の基礎は、①交渉を行うことに合意があった、又は、既に当事国間で交渉を行ってきたという事実⁴²⁾、②平和的紛争解決の義務⁴³⁾、③共有資源の配分・管理における譲歩や利害調整の必要性⁴⁴⁾、④一般的に環境の保護・保全を定める国際慣習法上又は条約上の原則⁴⁵⁾、⑤環境の越境的汚染の予防・対応における関係国の協力の必要性⁴⁶⁾、⑥管轄権や資源の配分に関する国際的な法的レジーム (régime) に伴う衡平の原則⁴⁷⁾など、事例によって様々であった。

特に注目されるのは、国際環境法上の交渉・協議義務として、この分野に固有の原則 (④、⑥) や、環境保護や共有資源の配分・管理における信頼・協力の必要性 (③、⑤) が考慮されてきたということである。

39) See *Affaire du lac Lanoux (Espagne, France)*, RIAA vol XII, 1957, p 309, para 16.

40) See *the Mox Plant Case (Ireland v. United Kingdom)*, Provisional Measures, ITLOS Reports 2001, p 110, paras 82-4 and p 111, para 89.

41) See *lac Lanoux case, op. cit.*, pp 306-7, para. 11 and pp 310-1, paras 17-8; *North Sea Continental Shelf (Federal Republic of Germany/Netherlands)*, ICL Reports 1969, p 46-7, para 85; *Fisheries Jurisdiction (United Kingdom v. Iceland)*, Merits, ICJ Reports 1974, p 33, para 78; *Delimitation of the Maritime Boundary in the Gulf of Maine Area (Canada/United States of America)*, ICJ Reports 1984, p 292-3, paras 91-87 and p 299, para 112.

42) See *lac Lanoux case, ibid.*; *North Sea Continental Shelf case, ibid.*, p 47, para 86; *Mox Plant (ITLOS) case, ibid.*; *Gulf of Maine case, ibid.*

43) See *North Sea Continental Shelf case, op. cit.*, p 47, para 86.

44) See *lac Lanoux case, op. cit.*, p. 309, para 16 and p 310, para 17.

45) See *Mox Plant (ITLOS) case, op. cit.*, p 110, para 82.

46) See *lac Lanoux case, op. cit.*; *Mox Plant (ITLOS) case, op. cit.*, p 110, para 84.

47) See *North Sea Continental Shelf case, op. cit.*, pp 46-7, para 85.

3 非拘束的決定の遵守義務

(1) 国家間の協力義務

裁判例において問題となってきた国家間の協力義務のうち、後述する国際組織の非拘束的決定に対する加盟国の協力義務に厳密な意味で対応しているといえる義務はない。しかし、理論上、国家間の非拘束的合意に関する協力義務として扱い、比較することができる例がある。

ウィーン条約法条約18条において、発効前の条約について批准を済ませた締約国はその他の締約国が有する正当な期待を損なうような行動を取ることは禁止されている。この規定は、将来の拘束的合意との関係で関係国が抱いた正当な期待を保護するものであり⁴⁸⁾、その保護のために締約国間の協力が必要となる場合には、非拘束的合意に関する協力義務が問題となり得る。

(2) 国際組織に関する協力義務

協力義務から派生する義務として、国際組織が採択した勧告を誠実に考慮する義務、勧告の実施のために取った措置を報告する義務が議論されることがある⁴⁹⁾。

2014年南極捕鯨事件⁵⁰⁾では、裁判所は、「ICRWの当事国は、IWC及び科学委員会との協力義務(a duty to co-operate)を有し、それゆえ、勧告を十分に考慮すべきである(should give due regard to recommendations)」⁵¹⁾と述べた。ここでは、「should」が使われていることから、勧告を十分に考慮すべきことは、拘束力のある義務ではなく奨励的な要求である⁵²⁾。本判決では、この協力

48) See Villiger, *op. cit.*, pp 247-8.

49) See Amerasinghe, *Principles, op. cit.*, pp 178-9; C F Amerasinghe, 'Financing' in R-J Dupuy ed, *A Handbook on International Organizations* (2nd edn, Martinus Nijhoff, 1998), pp 313-37, p 332.

50) 同事件に関して、佐藤「前掲論文」、児矢野マリ「国際行政法の観点からみた捕鯨判決の意義」国際問題(636)(2014-11)43-58頁、奥脇直也「捕鯨裁判の教訓—協力義務との関係において」日本海洋政策学会誌(4)(2014-11)6-21頁など参照。See also, M A Young and S R Sullivan, 'Evolution through the duty to cooperate: Implications of the Whaling Case at the International Court of Justice' 16 *Melb. J. Int'l L.* (2015), pp 311-43.

51) See *Whaling in the Antarctic (Australia v. Japan: New Zealand intervening)*, ICJ Reports 2014, p 405 ff., p 257, para 83.

義務についてこれ以上の説明は付されておらず、その法源が明らかではないばかりか、協力義務の法的効果や性質についても説明されていない。なお、日本が訴訟手続の中で IWC の勧告やガイドラインを十分に考慮する義務があることに合意していたという事実を裁判所は重視しているようであり⁵³⁾、日本の合意が協力義務の基礎だと理解しているとも考えることもできる。

他方で、捕鯨事件の個別意見や反対意見において、裁判官は協力義務についてそれぞれの理解を示している。チャールズワース (Charlesworth) 特任裁判官は、規制レジームの下の加盟国と監視機関との法的関係、並びに、共有資源及び環境を扱う法的レジームの特殊性、これら 2 つが協力義務の基礎だと考えている。

バンダリ (Bhandari) 裁判官、及び、カンサード・トリンダーデ (Cançado Trindade) 裁判官は、ICRW に付属し拘束力を有する附表 30 に基づき、特別許可を発行する加盟国が IWC 及び科学委員会に協力する義務を負うと説明する。すなわち、IWC による監視権限の根拠文書が協力義務の根拠だと考えている。

ICJ の裁判例において国際組織による勧告を遵守する義務が議論されたのはこれが初めてではなかった。1955 年表決手続事件勧告的意見に付された個別意見において、ローターパクト (Lauterpacht) 裁判官は「憲章と信託統治制度の原則に従って誠実に行動する法的義務」、及び、「国連加盟国が総会の決議を一定の敬意を持って扱う義務」が存在するとして、南アフリカが国連総会による勧告を継続的に無視し続ければこれらの義務の違反が認められ得ると主張した⁵⁴⁾。同様に個別意見を付したクラエストッド (Klaestad) 裁判官は、南アフリカがその総会決議に賛成票を投じていれば同国はその決議を遵守する法的義務を負うが、実際には反対票を投じていたため同決議を誠実に考慮する非拘束的な政治的・道徳的義務を負うにとどまると述べた⁵⁵⁾。これらの義務に関する説明部分から判

52) See e.g., Delbrück, *op. cit.*, esp p 15. 奥脇、前掲注 3、9-10 頁参照。

53) See *Whaling case*, *ibid.*, paras 80 and 144. 佐藤「前掲論文」、157 頁、及び、165-6 頁参照。

54) See The Separate Opinion of Judge Lauterpacht in *Voting Procedure on Questions Relating to Reports and Petitions concerning the Territory of South-West Africa*, Advisory Opinion of 7 June 1955, ICJ Reports 1955, pp 118-20.

55) See the Separate Opinion of Judge Klaestad in the *Voting Procedure case*, *ibid.*, p 88.

断すると、両裁判官はこれらの義務の基礎を信義誠実原則だと考えているようである。

以上のように、南極捕鯨事件においてICJは協力義務の根拠を明確に説明しておらず、国際組織による勧告を遵守する義務がいかなる条件で認定されるのかについても曖昧なままとなっている。他方で、チャールズワース裁判官、バンダリ裁判官、カンサード・トリンダーデ裁判官の意見では、規制レジームの下の加盟国と監視機関との法的関係、共有資源並びに環境を扱う法的レジームの特殊性、監視機関の監視権限に関する規定などが協力義務の基礎となるという解釈が示された。また、1955年表決手続事件におけるローターバクト裁判官やクラエスタッド裁判官の意見は、信義誠実原則に基づき非拘束的決定を誠実に考慮する義務が認められ得ることを指摘していた。

Ⅲ 協力義務の基礎

加盟国の協力義務の基礎として、信義誠実原則又は国際組織・加盟国間関係という2つの基礎がまず考えられたが、以上の検討から裁判所はこれらから単に二者択一しているわけではないことは明らかであった。協力義務の比較分析から、ある協力義務の基礎には、例えば共有資源や環境を扱う法的レジームにおける特別な法益が含まれるなど、協力義務が複合的な基礎を持つことは珍しくなかった。そのため、上記2つの基礎が加盟国の協力義務の基礎として併存していると解釈することも可能だと分かる。

また、信義誠実原則自体が法秩序におけるあらゆる法的関係に適用され得る普遍的射程をもつ原則であるため⁵⁶⁾、国際組織・加盟国間関係にも適用があるということは十分考えられる。しかし、仮にすべての協力義務を信義誠実原則に基づく義務だと見るとしても、その他の協力義務から区別される加盟国の協力義務の特徴として、国際組織の目的や機能の実現などの組織固有の法益がその義務の重要な根拠の1つとされていたことを指摘できる。すなわち、加盟国の協力義務

56) See e.g., Kolb, *Good Faith*, esp p 23.

について上記2つの基礎のうちいずれに基づく論理構成をとるにせよ、その構成において国際組織に固有の法的利益が重視されていたことが同義務の特徴であった。

さらに、加盟国の協力義務の解釈については、事例によって、また、解釈者によってこれらの基礎のうちのどちらかがより強調されている場合があった。その強調の程度については、事例ごとの国際組織と加盟国との間の法的関係を、条約関係又は国際組織・加盟国間関係のいずれの関係と見るか、また、そこで問題となる当事者間の信頼の性質などによって判断されていたようだ。このような考慮を行うことによって、各事例における個別の事情に沿って、個別の協力義務をより説得的に立証しようとしていたのではないかと考えられる。

すなわち、加盟国の協力義務について上記2つの基礎のいずれにより重きを置くのかどうかは、解釈者の判断による。そして、その解釈者による理由付けが適切であったかどうかを評価するためには、個々の事例の状況を検討する必要があるといえる。

IV おわりに

個々の加盟国の協力義務がどのような基礎に基づくのかによって、その協力義務の内容や適用範囲は一定程度限定されることが考えられる。本稿は裁判例上の協力義務（特に加盟国の協力義務）の基礎をめぐる傾向を一定程度示すことができた。しかし、同義務のより具体的な内容・範囲は問題となる組織や条約体制ごとに、また、その問題状況ごとに異なる。さらに加盟国の協力義務の内容や適用範囲を明らかにするためには、同義務を解釈・適用した裁判例や研究の蓄積を待つ必要があるといえよう。